

|                  |                          |      |      |  |
|------------------|--------------------------|------|------|--|
| 件 名              | 動物の殺処分禁止を求める意見書の提出に関する陳情 |      |      |  |
| 提 出 者<br>住 所 氏 名 | 埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松<br>L        |      |      |  |
| 受理年月日            | 平成27年12月2日               | 受理番号 | 第16号 |  |

要 旨

- 1 保健所等における収容動物の殺処分を原則禁止してください。
- 2 収容期間等に限界がある場合は、島しょ部又は山間部等の人里から離れた場所へ放つなど、極力殺処分を回避してください。
- 3 上記1及び2の実現のために、東京都に対し、「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」の改正を求める意見書を提出してください。
- 4 これらを全国的に反映させるためにも、「動物の愛護及び管理に関する法律」を改正するよう、国に対し、意見書を提出してください。

(理 由)

かねてより、東京都も含めて全国的に、飼い主を失った野良犬等の動物が保健所に収容され、受入先が見つからずに殺処分され続けています。

東京都福祉保健局管轄で、平成25年度においては、犬76頭及び猫1,236匹の計1,312体が殺処分されています。

これは、専ら人間の勝手な行動により元々飼われていた愛玩動物が捨てられ、野生の厳しい世界にさらされた挙げ句、捕獲され、甚だグロテスクな施設へ収容され、殺害されるという、我々人類と同様に感情を持った動物を、著しくじゅうりんする残虐非道な行為です。

収容動物が致死性若しくは伝染性の高い疾病等になり患し、又は著しく狂暴な性質である場合など、社会通念上正当な理由がある場合は、殺処分もやむを得ませんが、このような殺処分は動物愛護の精神に著しく反するものであり、看過できません。

よって、殺処分の根拠となる「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」の改正が必要となります。

また、これらの全国への波及のためにも、「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正も併せて必要となります。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以 上